

京都市教育長告示第11号

令和2年5月29日京都市教育長告示第3号（京都市生涯学習総合センター分館の臨時休館）を、次のとおり変更します。

令和2年12月28日

京都市教育長 在田 正秀

臨時に休館する期間 令和2年12月21日（月）から令和3年2月10日（水）まで
（教育委員会事務局生涯学習部）